

# フランスにおける個人データ保護法制

市川直子

## 目次

1. はじめに
2. フランスの個人データ保護法（2004年改正前）
3. EUデータ保護指令
4. フランスの個人データ保護法（2004年改正後）
5. フランスの憲法院判決
6. おわりに

## 1. はじめに

1995年、個人データ処理にかかわる個人の保護および当該データの自由移動に関する1995年10月24日のヨーロッパ議会および理事会の95/46/EC指令（Directive 95/46/CE du Parlement européen et du Conseil 24 octobre 1995 relative à la protection des personnes physiques à l'égard du traitement des données à caractère personnel et à la libre circulation de ces données）、いわゆるEUデータ保護指令が採択された。周知のように、EUの指令（Directive）は、達成すべき結果について、それを受領するすべての加盟国を拘束するが、方式および手段については加盟国の機関の権限にまかせている。加盟国は、指令の内容を国内法の改正で実現することになる。EUに加盟しているフランスの政府は、EUデータ保護指令が採択されると、その指令の内容に適合させる国内法の改正に取り組んだ。

本稿は、フランスの個人データ保護法制について、EUデータ保護指令の国内法化に迫られた2004年の法改正を取り上げる。とくに、EU指令およびフランス法の規定に注目する。そのことによって、個人データの流通による広い経済圏の確立と、個人のプライバシー保護という国家を超えた人権保障システムの構築とのバランスのとり方を探っていきたい。この作業は個人のプライバシー保護に関する国家内部の人権保障システムの一層の充実を探ることにつながっていくであろう。この過程において、EU指令およびフランス国内の個人データをめぐる法的規定を提示することもねらうことにする。

以下においては、まず、2004年の改正を受ける直前の個人データ保護法を概観し、ついで、1995年のEUデータ保護指令の概要を確認し、それから、2004年の改正を受けた現在の個人データ保護法について若干の説明を加え、最後に、改正法を付託された憲法院の判断を検討する。

## 2. フランスの個人データ保護法（2004年改正前）

1981年、ヨーロッパ協議会の閣僚委員会において、個人データの自動処理にかかわる個人の保護に関する条約（Convention du 28 janvier 1981 du Conseil de l'Europe pour la protection des personnes à l'égard du traitement automatisé des données à caractère personnel）が採択された。この条約はフランスなど5カ国の批准を受けて1985年に発効した<sup>(1)</sup>。

この人権保障の観点から個人データを扱う条約の批准を推し進めたフランスでは、その数年前、個人データの保護に関する国内法を制定している<sup>(2)</sup>。データ処理、データファイルおよび個人の自由に関する1978年1月17日の法律（Loi no 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés）、いわゆる個人データ保護法は、行政機関による個人データの自動処理に対する世論の激しい反発を受け、人権保障の観点から、制定された。1978年の制定以後、これまでに、1988年、1992年、1994年、1999年に改正されている。

ここでは、2004年のデータ保護法との比較を可能にするため、2004年の改正前の法律構成を確認する。

### (1) 法律構成

2004年の改正前の個人データ保護法は、全7章から構成される<sup>(3)</sup>。

第1章 「原則および定義」（第1-5条）

第2章 「全国情報処理自由委員会（La Commission nationale de l'informatique et des libertés）」（第6-13条）

第3章 「自動処理（traitements automatisés）を開始する前にすべき手続き（formalités）」（第14-24条）

第4章 「記名情報（informations nominatives）の収集、登録および保存」（第25-33条の1）

第5章 「アクセス権の行使」（第34-40条）

第5章の2「健康分野における研究（recherche）を目的とする記名情報の自動処理」（第40の1-40の10条）

第5章の3「診療（soins）および疾病予防（prévention）の実務（pratiques）または活動

における評価 (évaluation) または分析を目的とする健康に関する個人データの処理」(第40の11-40の15条)

第6章 「罰則」(第41-44条)

第7章 「雑則」(第45-48条)

## (2) 憲法院審査で参照される規定

2004年の個人データ保護法は、両院で可決されたのち、憲法との合致を審査するため憲法院に付託された。ここでは、その憲法院審査において参照される旧個人データ保護法の規定を参照しておく。

### ① 旧法第13条

本条は、第2章の全国情報処理自由委員会に関するものであり、とくに第2項は、委員会の調査を受けた者の秘守義務を免除する。

「1 その任務を遂行するにあたり、全国情報自由委員会の委員は、いかなる機関の指示も受けない。

2 委員会に説明 (renseignements) するよう求められ、もしくは、委員会において証言するよう求められた情報処理専門家 (informaticiens) は、必要性のある限り、その秘守義務 (obligations de discrétion) を免除される。」

### ② 旧法第15条

本条は、第3章の自動処理を開始する前にすべき手続きに関するもので、とくに許可を出す場合、全国情報処理自由委員会の適合意見を必要とする旨を定める。

「1 法律 (loi) により許可されるべき場合を除き、国、公施設法人もしくは地方公共団体、または、公共サービスを管理する私法上の法人のために行われる記名情報の自動処理は、全国情報処理自由委員会の理由を付した意見 (avis) を経てから制定される規則的処分 (acte réglementaire) によって許可 (autorisés) される。

2 委員会の意見が不適合 (défavorable) であるときは、コンセイユ・デタの適合意見 (avis conforme) を経てから制定されるデクレにより、もしくは、地方公共団体の場合に関しては、コンセイユ・デタの適合意見を経てから制定されるデクレで承認された審議機関の決定によってのみ、それをくつがえすこと (passé outre) ができる。

3 2ヶ月の期間、ただし委員長決定にもとづき1回の延長が認められる期間、委員会の意見が通知されないとき、それは適合とみなされる。」

### ③ 旧法第 21 条

本条は、同じく第 3 章の自動処理を開始する前にすべき手続きに関するものであるが、全国情報処理自由委員会の調査権限と、その権限行使の妨げられない仕組みを規定する。

「1 委員会は、その監督の任務を遂行するために、以下のことを行なう。

① 本法所定の場合において、個別的決定もしくは一般的規則 (décisions individuelles ou réglementaires) を制定することができる。

② 特別の決定 (décision particulière) により、必要に応じて、専門家の援助をえて、委員もしくは職員の 1 名ないし数名を任命し、あらゆる処理につき、立ち入り検査 (vérifications sur place) を行ない、任務に有用なあらゆる資料および書類を提出 (communiquer) させることができる。

③ 必要のある場合には、システムの安全性を確実にするため、典型的規則 (règlements types) を作成する。例外的な事態では、情報処理媒体の破壊にいたる安全措置をとることができる。

④ 刑事訴訟法典第 40 条にしたがい、委員会が察知した犯罪に関し、関係者に警告を発し、かつ、検察に告訴することができる。

⑤ 第 15 条および第 16 条所定の処分 (acte) および届出で示された形態が、アクセス権および訂正請求権の自由な行使を妨げないことを監視する。

⑥ 請求 (réclamations), 苦情 (pétitions), 告発 (plaintes) を受理する。

⑦ 情報処理を行なう産業の活動および業務に関する事情に通じる。

2 閣僚、公共機関、公共企業もしくは民間企業の経営者、諸団体の責任者、および、より一般的に、記名データファイルの保有者もしくは利用者は、理由を問わず (pour quelque motif), 委員会もしくはその委員の活動を妨げる (s'opposer à l'action) ことができず、むしろ、その任務を容易にするために有益なあらゆる措置を講じなければならない。」

### ④ 旧法第 30 条

本条は、第 4 章における記名情報つまり個人データの収集、登録および保存に関するものであるが、とくに犯罪等のセンシティブ情報を扱うことのできる機関を特定している。

「1 法律に別段の定めのある場合を除き、法律上の権限内で活動を行なう裁判所および公共機関、ならびに、全国委員会の適合意見にもとづき、公共サービスの管理をおこなう法人に限り、犯罪、有罪判決または保安処分に関する記名情報の自動処理を行なうことができる。

2 1970 年 6 月 24 日の法律第 70-539 号所定の行為者が情報ファイルを開設するに至るまで、保険事業者は、委員会の監督のもとで、同法第 5 条に定められ、かつ、同条最終項所定の人物

に関する情報について、みずから処理することを許可される。」

#### ⑤ 旧法第 31 条

本条は、同じく第 4 章のセンセティブ情報に関する禁止規定であるが、そのさらなる例外、つまり禁止されない場合を定める。

「1 本人の明示の同意のある場合を除き、人種的出自、または、政治的、哲学的もしくは宗教的意見、または、労働組合への帰属、または、生活習慣 (moeurs) を、直接もしくは間接に、明らかにする記名情報 (données nominatives) を、情報記憶装置 (mémoire informative) に入れ、もしくは、そこで保存することを、禁止する。

2 しかし、教会または宗教的、哲学的、政治的団体もしくは労働組合は、その構成員もしくは担当者を、自動処理の形式で、登録することができる。この点に関しては、いかなる監督 (contrôle) もなされない。

3 公共の利益のため、コンセイユ・デタのデクレにもとづき、委員会の提案もしくは適合意見 (avis conforme) により、上記禁止の例外を設けることもできる。」

### 3. EU データ保護指令

1980 年、OECD のデータ保護に関する理事会勧告、いわゆる OECD 勧告が公表された。この勧告は、各国に共通したプライバシー保護のための基本原則を最低限の基準として確立することを求める一方、個人データの流通が自由に行なわれるようなシステムの構築を目指している。この方向性をヨーロッパのレベルで実現させようとする動きが、EU データ保護指令につながる<sup>(4)</sup>。

EU データ保護指令は、わが国において、主に EU 非加盟国への個人データの移転の制限をめぐり紹介され、大いに議論されたが<sup>(5)</sup>、本稿では EU とその加盟国との法的関係を扱うので、ここでは EU データ保護指令の全体を俯瞰しておく。

#### (1) EU データ保護指令

EU データ保護指令には、本文の前に 72 段落にもおよぶ文章が掲げられているが、指令としての法的拘束力をもつ第 1 章以下の本文の構成をみてみよう。

##### ① EU データ保護指令の構成

1995 年の EU データ保護指令は全 8 章から構成される。

第 1 章 「総則」(第 1-4 条)

- 第2章 「個人データ処理の適法性 (licéité) に関する一般的な要件」(第5-21条)
- 第3章 「裁判所への提訴, 責任, および処罰」(第22-24条)
- 第4章 「第三国への個人データの移転」(第25-26条)
- 第5章 「行動規範」(第27条)
- 第6章 「監督機関および個人データの処理に関する個人保護団体」(第28-30条)
- 第7章 「共同体の実施措置」(第31条)
- 最終章 「最終規定」(第32-34条)

## ② EU データ保護指令第2章の構成

上記指令のなかでも, 第2章「個人データ処理の適法性に関する一般的な要件」はさらに節に分けられ, 詳述されている。そこで第2章についてのみ分節もあげておく。

- 第1節 「データの品質 (qualité) に関する原則」(第6条)
- 第2節 「データ処理の適法性 (légitimation) に関する原則」(第7条)
- 第3節 「処理に関する特別なカテゴリー」(第8-9条)
- 第4節 「本人の情報」(第10-11条)
- 第5節 「データへの本人のアクセス権」(第12条)
- 第6節 「適用除外および制限」(第13条)
- 第7節 「本人の異議申し立て権」(第14-15条)
- 第8節 「処理の機密性および安全性」(第16-17条)
- 第9節 「通知」(第18-21条)

## (2) 憲法院審査で参照される規定

先に触れたように, EU 指令は国内法の制定または改正による内容の実現が予定されている。1995年のEU データ保護指令がどのようにフランス国内の法律として実現されたのかを明らかにするため, 憲法院で審査対象となった若干の規定を抜粋しておく<sup>(6)</sup>。

### ① 指令第8条

本条は, センセティブ情報について, 処理の禁止とその例外を定める。

「1 加盟国は, 人種もしくは民族, 政治的見解, 宗教的確信もしくは哲学, 労働組合への加入に属する個人データの処理, ならびに, 健康もしくは性生活に関するデータの処理を禁止する。

2 第1項は, 以下のいずれかの場合には, 適用されない。

a) 本人が, 当該処理に明示の同意を与えた場合。但し, 加盟国の法律が, 第1項所定の禁

止を本人の同意により除外することはできない、と定める場合を除く。

b) 十分な保障を定める各国の法律により許可されている範囲内で、当該処理が、労働法分野において、処理責任者の独自の義務の履行および権利の行使の目的のために必要な場合。

c) 本人が物理的もしくは法的にその同意を与えることが不可能なとき、本人もしくはその他の者の生命に関する (vitaux) 利益を保護するために、当該処理が必要な場合。

d) 財団 (fondation)、協会 (association)、または、その他の非営利かつ政治、哲学、宗教もしくは労働運動の目的のための団体によって行なわれる適法な活動で、かつ、適切な保障を与えられる範囲内において、当該処理が必要な場合。但し、当該処理が、上記団体の構成員のみに関するか、もしくは、その目的に関連した定期的な契約を締結している者のみに関し、かつ、当該データが本人の同意なしに第三者に通知されないことを要件とする。

e) 当該処理が、明らかに本人により公表されたデータに関する場合、または、裁判における権利の確認、行使もしくは防御のために必要な場合。

3 第1項は、データ処理が予防医療、医学的診断、診療もしくは治療の提供 (administration) または健康サービスの管理のために必要な場合、ならびに、国内法もしくは国の管轄機関が定めた規則 (réglementations arrêtées) により職業上の秘守義務を負う開業医 (praticien) により、もしくは、同等の秘守義務を同じく負うその他の者により、当該データの処理が行なわれる場合、適用されない。

4 適切な保障の留保のもとで、加盟国は、重要な公共の利益 (intérêt public important) を理由にして、国の法律もしくは監督機関の決定により、第2項所定のもの以外の適用除外 (dérogations) を定めることができる。

5 犯罪、刑事の有罪判決もしくは保護処分に関するデータの処理は、公共機関の監督 (contrôle) のもとでのみ、または、適切かつ独自の保障を定める国内の規定にもとづき加盟国が適用除外を定めた場合には、その適切かつ独自の保障が国内法により定められたときのみ、行なうことができる。但し、刑事の有罪判決の網羅的な収集は、公共機関の管理のもとでのみ行なわれる。加盟国は、行政罰 (sanctions administratives) もしくは民事の判決 (jugements civils) に関するデータについても、同様に、公共機関の管理のもとで処理されることを、規定することができる。

6 第4項および第5項所定の第1項の適用除外は、委員会に通知される。

7 加盟国は、国内の個人識別 (identification) 番号もしくは、汎用的な個人識別子 (identifiant) が処理の対象になる要件を定める。」



### ② 指令第 13 条

本条は、データ処理に関する規定の全面的な非適用と一部適用の場合について掲げ、加盟国に選択肢のある旨を規定する。

「1 加盟国は、第 6 条 1 項、第 10 条、第 11 条 1 項、第 12 条および第 21 条所定の義務および権利の範囲を制限する法的措置を、その制限が以下のことを保護するために必要な場合には、とることができる。

- a) 国家の安全
- b) 防衛
- c) 公安
- d) 刑事犯罪もしくは規制されている職業における倫理の欠如に関する予防、取調べ (recherche)、捜査 (détection) および起訴
- e) 加盟国またはヨーロッパ連合の重要な経済的もしくは財政的利益。そこには、金融、財政および税務に関する領域におけるものが含まれる。
- f) c) d) および e) 所定の場合、公共機関の行使に属する監視、検査 (inspection) もしくは規制の任務。その場合、臨時のものを含む。
- g) 本人の保護、もしくは、その他の者の権利および自由の保護

2 とくに、データが特定の個人に関する措置もしくは決定のために利用される場合を除き、十分な法的保護の留保のもとで、加盟国は、データがもっぱら科学的調査の目的のために処理される場合、および、個人データの形式で保存される期間が統計を作成する目的のみに必要な期間を超えない場合、本人のプライバシーが侵害されるいかなる恐れも明白に存在しない範囲内で、法的措置により、第 12 条所定の権利を制限することができる。」

### ③ 指令第 18 条

本条は、データ処理の監督機関への届出とその免除について、加盟国に選択の余地を開く。

「1 加盟国は、処理責任者もしくはその代理人 (representant) が、その全面的もしくは部分的に自動化された処理、または、一目的もしくは関連した目的をもつ一連の処理を、開始する前に、第 28 条所定の監督機関に対し、届出 (notification) を行わなければならない旨を規定する。

2 加盟国は、つぎの双方もしくは片方の要件を満たした場合においてのみ、届出の簡易化 (simplification) もしくは当該義務の適用除外を定めることができる。

一加盟国が、処理されるデータを考慮して、本人の権利および自由を侵害する可能性のない処理カテゴリーについて、処理目的、処理がなされるデータもしくはデータのカテゴリー、本人



の所属する一ないし複数のカテゴリー、データの開示を受ける取得者もしくは取得者の所属するカテゴリー、および、データの保存期間について特定した場合。

—処理責任者が、その適用を受ける国内法にしたがい、とくに、当該指令の適用のために、独立して、国内規定の内部への適用を実現し、第 21 条 2 項所定の情報を含め、処理責任者が行なう処理の記録を保持し、かつ、それによって、本人の権利および自由を侵害する可能性のないことを保障する責任を負った個人データ保護担当者 (détaché) を任命した場合。

3 加盟国は、法律もしくは規則の規定にしたがい、公の情報とされ、かつ、一般人もしくは適当な利益を証明するあらゆる者の閲覧に供される記録について、その保持を唯一の目的とする処理には、第 1 項の規定を適用しない旨を定めることができる。

4 加盟国は、第 8 条 2 項 d) 所定の処理のために、届出義務の適用除外もしくは届出の簡易化を定めることができる。

5 加盟国は、個人データの自動化されていない処理の全部もしくは一部が、届出、場合によっては、簡易化された届出の対象となることを定めることができる。」

#### ④ 指令第 28 条

本条は、個人データの処理に関する監督機関の権限について定める。

「1 各加盟国は、一ないし複数の公的機関が、当該指令にしたがい加盟国が制定した規定の適用を、その領域内で、監視する責任を負うことを定める。その機関は、与えられた任務を、完全に独立して、遂行しなければならない。

2 各加盟国は、個人データの処理にかかわる個人の権利および自由の保護に関する規則もしくは行政措置を講じるにあたり、監督機関に諮問することを定める。

3 各監督機関は、とくに、以下の権限を与えられる。

—調査権 (pouvoir d'investigation)。たとえば、処理の対象であるデータにアクセスする権限、および、監督任務の遂行に必要なあらゆる情報を収集する権限。

—仲介の実効的権限。たとえば、第 20 条の規定にもとづいて、処理の実施前に意見を述べ、かつ、その意見を適切に公表する権限、または、データの凍結、削除もしくは破壊を命じ、かつ、処理を一時的もしくは確定的に禁止する権限、または、処理責任者への警告もしくは懲戒の権限、または、議会もしくはその他の政治機関に事案をあげる (saisir) 権限。

—当該指令にしたがい制定された国内規定への違反のある場合に訴訟を提起する権限、または、その違反を司法裁判所に通知する権限。不服のある監督機関の決定は、訴訟の目的とすることができる。

4 各監督機関は、個人データ処理にかかわる個人の権利および自由の保護に関し、あらゆる

人もしくはそれを代表する協会による請求を受理する。関係者は、請求の結果につき、通知を受ける。

各監督機関は、当該指令第 13 条にしたがい制定された国内規定が適用される場合には、とくに、処理の適法性に関する調査のあらゆる人からの請求を受理する。その者は、少なくとも、調査が実施された旨を通知される。

5 各監督機関は、定期的に、その活動に関する報告書を作成する。その報告書は公表される。

6 各監督機関は、当該処理に適用される国内法と独立して、第 3 項の規定により付与された権限を、当該加盟国の領域内において、行使することができる。各機関は、他の加盟国の機関の請求にもとづき、その権限を行使するよう要請される。監督機関は、とくに有益なあらゆる情報を交換することにより、任務の遂行に必要な範囲内で、相互に、協力する。

7 加盟国は、監督機関の構成員および職員が、その活動の停止後も含め、アクセスした機密情報に関し、職務上の秘守義務を負うことを規定する。」

#### 4. フランスの個人データ保護法（2004 年改正後）

これまでみてきた EU データ保護指令には、加盟国における国内法化の期限が定められていた。加盟国は、指令の採択の日から少なくとも 3 年以内に、指令にしたがうために必要な法律、規則および行政規定を発効させなければならない。1995 年の 3 年後、1998 年 10 月 24 日が、国内法整備の期限であった。

##### (1) フランスにおける EU データ保護指令の立法化作業<sup>(7)</sup>

フランスでは、指令の出された 1995 年の翌年、今後の法律改正の指針に関する最初の検討会がトゥボン（Jacques Toubon）司法大臣によりコンセイユ・デタの 2 人のメンバーを中心としてはじめられた。翌 1997 年、ジョスパン（Lionel Jospin）首相によりコンセイユ・デタのブレバン（Guy Braibant）名誉委員長を中心として政府提出法案の原案の作成がはじめられる。1998 年、首相に提出されたブレバン報告書では、政府提出法案の原案は、全国人権諮問委員会（Commission Nationale Consultative des Droits de l'Homme: CNCDH）と全国情報処理自由委員会に諮問されたのち、議会に提出される旨が確認された。議会審議のはじまるのは 2001 年以降である。

1978 年に制定された個人データ保護法を改正する政府提出法案は、2001 年 7 月 18 日付けで、国民議会（下院）に上程、翌 2002 年 1 月 30 日に可決、ついで、元老院（上院）に回付、そこで修正されたのち、2003 年 4 月 2 日に可決された。法案は、国民議会の第二読会において 2003 年

4月29日に可決、つづく元老院でも同年7月15日に可決された。ここで、議会での立法作業は終了した。

フランスでは、新しく制定された法律が憲法と合致していることを確認するため、新法の制定直後、憲法院の判断の仰がれることがある。両院の第二読会で可決された法律は、5日後の同月20日、両院の各60名を超える議員により、憲法院に付託された。付託から9日後の同月29日、憲法院判決が出された。

合憲判断の示された法律として公布されたのが、個人データの取扱いに対する自然人の保護に関し、かつ、データ処理、データファイルおよび個人の諸自由に関する1978年1月17日の法律を改正する2004年8月6日の法律（Loi no 2004-804 du 6 aout 2004 relatif à la protection des personnes physiques à l'égard des traitements de données à caractère personnel et modifiant la loi no 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés）である<sup>(8)</sup>。この法律により、従来のフランスの個人データ保護に関する法システムは、大幅な修正を受けることになった。

## (2) 2004年改正後の個人データ保護法

前掲2004年改正前の法律と比べるため、まず改正された個人データ保護法の構成を鳥瞰し、それから解説を加えていこう。

### ① 法律構成

2004年に改正された個人データ保護法の全13章の章立てを提示する。

第1章 「原則および定義」（第1-5条）

第2章 「個人データ（données à caractère personnel）の処理を適法とする要件」（第6-10条）

第3章 「全国情報処理自由委員会」（第11-21条）

第4章 「処理（traitements）を開始する前にすべき手続き」（第22-31条）

第5章 「処理責任者が負う義務および自然人の権利」（第32-42条）

第6章 「処理開始の監督」（第44条）

第7章 「全国情報処理自由委員会の宣告する制裁（sanctions）」（第45-49条）

第8章 「罰則」（第50-53条）

第9章 「健康分野における研究を目的とする個人データの処理」（第53-61条）

第10章 「診療および疾病予防の実務もしくは活動における評価もしくは分析を目的とする健康に関する個人データの処理」（第62-66条）

第 11 章 「ジャーナリズムおよび文学的かつ芸術的表現を目的とする個人データの処理」

(第 67 条)

第 12 章 「ヨーロッパ連合非加盟国への個人データの移転」(第 68-70 条)

第 13 章 「雑則」(第 71-72 条)。

## ② 若干の指摘

2004 年の改正前の法律と改正後の法律につき、構成を瞥見するだけで、何点か指摘できよう。はじめに、改正により法律の章立てが全 7 章から全 13 章へと増え、当然、規定もほぼ倍増していることである。フランスの個人データ保護法は浩瀚になった。

つぎに、改正法のなかで形式的にも修正を受けなかった規定は第 1 条のみということである。第 1 条には、つぎのような原則が置かれている。

「情報処理は、市民一人ひとりの役に立つものでなければならない。その促進 (development) は、国際的な協力 (coopération internationale) において、行なわれなければならない。それは、人間のアイデンティティ (identité humaine)、人権、私生活 (vie privée)、個人の自由または公の自由 (libertés individuelles ou publiques) を、侵害するものであってはならない」。

この基本方針を定める第 1 条に変更が加えられていないのはなぜか。その意味を考える必要があろう。とくに、情報処理の促進が国際的な協力のもとに行なわれるというとき、どのような国際協力を想定しているのが重要であろう。2004 年の法改正の背後にある EU データ保護指令の第 1 条には、つぎのような規定がある。

「1 加盟国は、当該指令にしたがい、個人データの処理に関し、自然人の自由および基本的権利を、とくに私生活を保護する。

2 加盟国は、第 1 項にもとづく保護に関することを理由とし、加盟国間における個人データの自由な流通を制限もしくは禁止できない。」

この規定では、人権保障の地としてのヨーロッパの確立と経済圏域としてのヨーロッパの確立という 2 つの目標の両立をめざす必要性が意識されている。EU データ保護指令がこの調整の成果であることは、各加盟国の個人データ保護法のゆくえにも影響しているよう。

そのほか、2004 年の法改正は、内容的にさほどドラスティックなものではなく、細かい修正がデータの利用とプライバシー保護との調和のはかり方に関してあったにすぎないので、基本原則を手つかずで残したとみることもできよう。しかしながら、改正が内容的な大幅変更を施すものであったからこそ、大原則には手をつけなかった、という見方もあろう。法案を提出した政府は、EU データ保護指令を国内法化するため、フランスの個人データ保護法を実質的に (de

façon substantielle) 変更することは事実である<sup>(9)</sup>、と述べている。

これは同時に、第2条以下の全規定の改正をどのように理解するのか、という論点でもある。各規定はどこかしら修正を受けているが、内容的に従来とまったく異なるというわけではない、という見方も可能であろう。たしかに、フランスの個人データ保護法は、ほぼ四半世紀前に制定されてから数次の改正がなされ、法律構成はすでに複雑になっていた。今回、その錯綜した規定を整理整頓したという面もある。しかしながら、政府は、この点についても、さまざまな要請のあったことを説明している<sup>(10)</sup>。改正法の規定は、直接的にEUデータ保護指令の規定にその源流を見出すか、指令によって開かれている選択肢から導き出されたものか、あるいは、指令の適用領域に属さないことがらに関するものかである。こうした政府見解を引き出している憲法院への議員付託書においても、新法の一部はEUデータ保護指令の国内法化であり、そのさらなる一部はEUデータ保護指令の文言通りであるが、その他の多くの規定はEU指令によって要請されたり、選択肢を提示されたわけではなく、EU指令に反しているものさえある、と指摘している<sup>(11)</sup>。こうした指摘からは、2004年の改正がさまざまな理由を背景とする規定を含んだものであることが推測できよう。

### (3) 憲法院審査で参照される規定の含まれる章

後述のように、憲法院に付託された主要箇所は個人データ保護法の5つの規定である。それを含む第2章ないし第4章について、フランスの個人データ保護法制を明らかにするため、以下に、各章の内容をやや敷衍しておこう。

#### ① 第2章「個人データの処理が適法であるための要件」

本章は全2節に分けられる。

##### 第1節「総則」(第6-7条)

##### 第2節「一定のカテゴリーに属するデータに関する特則」(第8条-第10条)

このなかで第6条は、個人データの収集、保有に関する5原則を明らかにする。

「以下の要件を満たす個人データについてのみ、処理することができる。

- ① データは、誠実かつ適法な方法で、収集され、かつ、処理される。
- ② データは、所定の明白かつ正当な目的で収集されなければならない、後にその目的に反する方法で処理されない。但し、後に統計的目的または科学的もしくは歴史学的研究の目的でデータを処理することは、それが本章、第4章および第5章第1節のほか第9章および第10章所定の原則および手続き (procédures) を遵守しておこなわれ、かつ、それが関係者 (personnes concernées) に対する決定を行なうために用いられることのない場合、データ収

集の当初の目的と適合するとみなされる。

③ データは、それが収集され、後に処理される目的に照らして、適切 (adéquates), 的確 (pertinentes) であり、かつ、過剰にならないようにする。

④ データは、正確 (exactes), 完全 (complètes) であり、かつ、必要な場合に更新される。データが収集もしくは処理される目的に照らし、不正確もしくは不完全なデータは、削除もしくは訂正されるよう、適切な措置が講じられる。

⑤ データは、収集かつ処理される目的に必要な期間、その関係者の個人識別 (identification) が可能な形式で、保存される。」

第7条から、個人データ処理の原則と例外が入り混じった規定が提示される。

「個人データの処理は、本人 (personne concernée) の同意を得るか、または、以下のいずれかの要件を備える場合でなければならない。

- ① 処理責任者の法律上の義務の遵守
- ② 人命の救護 (sauvegarde de la vie)
- ③ 処理責任者もしくは受信者が与えられた公共サービスの任務の遂行
- ④ 本人の締結した契約の履行、もしくは、本人の請求にもとづく契約前措置の履行
- ⑤ 本人の利益もしくは基本的権利および自由を否認することなしに、処理責任者もしくは取得者の追求する正当な利益の実現」

この第7条の示すように、個人データの取扱いには、原則として、本人の同意が必要であるが、例外として、それを他の方法で代用することが認められる。その例外の1つとして、契約締結や契約申込み段階の措置のあることがあげられている。

後述する第8条は、こうした原則と例外のセットのさらなる例外として、センシティブ情報収集の原則禁止を規定する。つづく第9条の前提には、刑事上の犯罪経歴などをデータ処理してはならないという禁止がある。この第8条と第9条が憲法院に付託された。そのほか第10条は判決文や契約書などの法的文書から透けて見える人物像を個人データとみなしてはならない旨を規定する。

## ② 第3章「全国情報処理自由委員会」

第11条には、全国情報処理自由委員会の行なうことがらにつき、詳しい規定が置かれている。改正事項として重要であるので、やや長いが訳出する。

「1 全国情報処理自由委員会は、独立行政機関である。委員会は、以下の任務を遂行する。

- ① 委員会は、関係者すべておよび処理責任者すべてに、その権利および義務を知らせる。
- ② 委員会は、個人データが本法の規定にしたがって実施されるように監視する。そのため、



以下のことを行なう。

- a) 委員会は、第 25 条所定の処理を許可し、第 26 条および第 27 条所定の処理に関して意見を明らかにし、かつ、その他の処理に関する届出 (déclarations) を受理する。
  - b) 委員会は、システムの安全性を維持する目的で、第 24 条 1 項所定の規範 (normes)、および、必要のある場合には、典型的規則 (règlements types) を作成し、公表する。
  - c) 委員会は、個人データの処理の実施に関する要求 (réclamations)、請求 (pétitions)、および苦情を受理し、その結果 (suites données) を提出者 (auteurs) に通知する。
  - d) 委員会は、政府 (pouvoirs publics) および、必要のある場合には、裁判所からの意見の要請に応じ、かつ、個人データの自動処理を実施もしくは実施を検討している自然人および組織に対して、助言する。
  - e) 委員会は、刑事訴訟法典第 40 条にしたがい、共和国検事に対して、遅滞なく、察知した犯罪を通知し、第 52 条所定の要件のもとで、刑事手続きにおいて、見解 (observations) を提出することができる。
  - f) 委員会は、すべての処理に関して検証 (vérifications) し、必要な場合には、その任務に有益なあらゆる書類もしくは情報媒体のコピーを取得するため、第 44 条所定の要件のもとで、個別の決定 (décision particulière) をし、その業務に関する一ないし複数の委員もしくは代理人 (agents) を任命することができる。
  - g) 委員会は、第 7 章に定める要件のもとで、処理責任者に対し、第 45 条所定の措置のいずれかを命じることができる。
  - h) 委員会は、第 41 条および第 42 条に記載する処理に関するアクセス請求に応じる。
- ③ 職業団体 (organisations professionnelles)、もしくは、主として処理責任者で構成される機関の請求により、委員会は以下のことを行なう。
- a) 委員会は、職業的規則 (règles professionnelles) の素案、ならびに、個人データ処理に関する自然人の保護、または、そうした自然人のかかわるデータの匿名化 (anonymisation) をはかる手法 (produits) および手続きに関し、本法の規定にしたがい、意見を明らかにする。
  - b) 委員会は、自然人の基本的人権の尊重の観点から、委員会が、本法の規定にしたがい、すでに承認した職業的規則の提供する保障に関して、評価を行なう。
  - c) 委員会は、個人データの処理に関する自然人を保護するための手法または手続きに対して、それが本法の規定に適合することを承認した後で、ラベルを交付する。
- ④ 委員会は、情報技術の発展に関して情報収集を行ない、かつ、場合により、第 1 条所定の権利および自由の行使のためになされた結果の評価について、公表する。そのために、委員会は以下のことを行なう。



a) 委員会は、自動処理に対する自然人の保護に関連したすべての法律およびデクレの草案について、諮問される。

b) 委員会は、政府 (Gouvernement) に対し、自由の保障を情報処理 (procédés) および技術 (techniques) の発展に合わせるための法律もしくは規則の制定 (mesures législatives ou réglementaires) を提案する。

c) 他の独立行政機関の請求にもとづき、委員会は、データ保護の分野に関して協力 (concours) することができる。

d) 委員会は、首相の請求にもとづき、個人データ保護の分野に関する外交交渉において、フランスの方針を準備し、かつ、決定する作業に参画 (associée) することができる。委員会は、首相の請求にもとづき、同分野で権限のある国際機関や共同体機関におけるフランスの代表団に参加 (participer) することができる。

2 以上の任務を達成するために、委員会は、勧告 (recommandation) を発することができる、かつ、本法所定の場合において、個別の決定もしくは規則の制定 (décisions individuelles ou réglementaires) を行なうことができる。

3 委員会は、共和国大統領、首相および議会に対して、その任務遂行について説明する公式の報告書を提出する。」

以上をまとめると、独立行政機関である全国情報処理自由委員会には大きく4種の職務がある。第一は、データ主体やデータ処理責任者に、各自の権利や義務を理解させることであり、第二は、個人データの処理が本法の規定にもとづき実施されているかどうかを調査することである。第三は、データ処理責任者の関与する組織などに何らかの対応をすることであり、第四は、常に最新の情報技術をチェックし、その個人の権利自由への影響力をはかることである。

この最後者のしごとの一環として、委員会は、個人データ保護に関する法律やデクレの草案について事前に諮問を受けたり、政府に対し法的措置や行政措置をとるよう提案したりすることができる。さらに委員会は、首相の請求にもとづき、個人データ保護の分野での国際的な交渉をめぐる準備作業や、そこでのフランスの立場の決定にかかわることができる。EUや国連の組織に、フランス代表として参加することもできる。こうした点からは、委員会の見解を知っておくことが個人データ保護法の今後のありかた、機能のしかたを考察するときに重要なことが理解されよう。この第3章の一番最後の規定である第21条について、憲法院で合憲性審査がなされた。

### ③ 第4章「処理を開始する前にすべき手続き」

本章は全3節に分けられている。

#### 第1節 (第23-24条)「届出 (Déclaration)」

## 第2節（第25–29条）「許可（Autorisation）」

## 第3節（第30–31条）「共通規定」

上記の分類からすると、個人データ保護のシステムとして、従来通り、届出制と許可制の2つがあるように見える。しかし届出も必要のない場合がある。したがってデータ処理に関しては、届出の不要な場合、届出が必要な場合、許可が必要な場合に、大きく3つの枠組みがあることになる。最後者は主として事前コントロールの仕組みであるのに対し、前二者は事後コントロールの仕組みである。第4章のなかでは、届出のいらぬ場合につき定めた第22条と、許可の必要な場合につき定めた第26条が、憲法院で審査の対象となった。

ここでは、審査対象とはならなかった第25条の許可に関する規定を明らかにする。

「I 以下の処理は、全国情報処理自由委員会の許可（autorisation）を得て行われる。但し、第26条および第27条に掲げるものは除く。

- ① 第8条2項7号、3項、4項に掲げる自動処理および非自動処理。
- ② 遺伝子データにかかわる処理。但し、医師もしくは生物学者により行われ、かつ、予防医学、医学的診断または診療もしくは治療の管理の目的のために必要なものを除く。
- ③ 犯罪、有罪判決もしくは保安処分に関するデータの自動処理および非自動処理。但し、裁判所付属職員による本人保護の任務に必要なものを除く。
- ④ あらゆる法律もしくは規則の定めもなく、その性質、範囲もしくは目的からみて、権利、給付もしくは契約から個人を排除する可能性のある処理。
- ⑤ 以下の目的をもつ自動処理。

—公共サービスを行う一ないし複数の法人が保有するが、その目的が異なる公益に関連しているデータファイルの交流（interconnexion）。

—その他の人が保有するが、その主たる目的が異なるデータファイルの交流。

⑥ 全国個人識別台帳（répertoire national d'identification des personnes physiques）の個人登録番号（numéro d'inscription des personnes）の記載されたデータ、および、個人登録番号の記載されていない同台帳を参照するデータの処理。

⑦ 個人の社会的窮迫（difficultés sociales）に対する評価を含むデータの自動処理。

⑧ 個人の身分証明に必要な生物学的データ（données biométriques）を含む自動処理。

II 同じ目的で、同一のデータのカテゴリーに関して行われ、かつ、同じ取得先もしくは取得先のカテゴリーをもつ処理は、本条の適用にあたり、委員会が単一の決定によって許可できる。この場合において、各処理の責任者は、処理が許可証（autorisation）の記述に適合している旨の確約書（engagement）を委員会に提出しなければならない。

III 全国情報処理自由委員会は、申請を受けたときから2ヶ月の期間に、判断しなければなら

ない。但し、委員長の理由を付した決定により、この期間を一度に限り延長することができる。委員会がこの期間に判断をしない場合、当該申請は却下されたものとみなされる。」

## 5. フランスの憲法院判決

すでに通観したように、個人データ保護法を改正する法律が議会で可決されたのは2004年7月15日である。この法律は、同月20日、憲法第61条にもとづき憲法院に付託された<sup>(12)</sup>。1か条を違憲とし、他のすべての規定を合憲と判示した憲法院審査は主に7項目にわたる<sup>(13)</sup>。以下では、その順序にそって法的論点に言及しよう<sup>(14)</sup>。

### (1) 付託法律に適用される憲法規範に関する考察

憲法院は、個人データ保護法が適合することの求められる憲法規範をあげることが望ましいとして、つぎのように宣言する<sup>(15)</sup>。

第一に、人権宣言第2条の文言にしたがい、「すべての政治的結合の目的は、人間の自然かつ時効によって消滅することのない諸権利の保全にある。これらの権利とは、自由 (liberté)、所有、安全および圧制への抵抗である」。この条項によって宣言された自由 (liberté) には、私生活の尊重が含まれる。

第二に、立法者は常に、その権限内で、以前の法文を変更したり、場合によっては他の規定に置き換えることにより、廃止したりすることができる。しかし、それによって、立法者は憲法的要請から法的保障を奪うことはできない。すなわち、私生活の尊重という憲法的要請を具体化した1978年の個人データ保護法の改正に関し、立法者はその法的保障を剥奪することはできない<sup>(16)</sup>。

第三に、憲法第34条にしたがい、市民に公の自由の行使のため与えられた基本的保障に関する規範を制定することは、立法者に属する。立法者は、私生活の尊重と、とくに公の秩序の保護に関連した他の憲法的要請との調和をはかるようにする。すなわち、一方において、公の秩序の保持、犯罪者の捜査、経済的かつ社会的な健全性の保持、憲法的効力をもつ原則や権利の保護に必要なすべてのものと、他方において、私生活の尊重と他の憲法的に保護された権利および自由との両立をはかるのは、立法者である<sup>(17)</sup>。

憲法院の第一の判断に関し、付託者はこのほかに個人の自由 (liberté individuelle) をあげていた。したがって憲法院は、司法裁判所が憲法第66条にもとづき保障する個人の自由の問題と切り離すことにより、プライバシー保障は裁判所ではなく議会のレベルで取り扱う問題と捉えたことになろう。第二に関し、憲法院は、法改正によりプライバシー保護という憲法的要請を全

面的に剥奪することまで認めないが、従来の保護水準を部分的には下回るかもしれないが全体的には下回らない水準へと変更することまで認めないものではない、と判断したことになろう。プライバシーの保護をどの程度に行なうのかを決定するは、立法者の裁量に属するとした。その上で第三に、プライバシー保護は、広汎な立法裁量により、公の秩序などとの比較衡量のもとで判断されるとした。ここでは比較衡量論以上の合憲性審査の基準は示されていない。

## (2) センセティブ情報に関する考察

内容的には、旧個人データ保護法第31条と新個人データ保護法第8条との関係、すなわち、個人データ保護に関する新水準が従来の水準を下回る、ということが問題視された。形式的には、新個人データ保護法第8条とEUデータ保護指令第8条との関係が取り上げられた。旧法と指令はすでに触れたので、ここでは新法第8条のみを取り上げる。

### ① 新法第8条

本条は、第1項で特定の個人データの収集、処理を禁じるが、第2項以下で例外を設ける。

「I 直接または間接に、本人の人種もしくは民族的出自、政治的、哲学的もしくは宗教的思想、または、労働組合への所属を明らかにする個人データ、または、本人の健康もしくは性生活に関する個人データは、収集もしくは処理が禁止される。

II 一定のカテゴリーに属するデータは、以下にかかげる処理の目的が必要とするかぎりにおいて、第1項により禁止されない。

① 本人が明示の同意を与えた処理。但し、第1項所定の禁止が本人の同意によっては除外されないと法律が定めるときを除く。

② 人命の救護のために必要ではあるが、法的無能力もしくは物理的に不可能なために、本人が同意を与えることができない処理。

③ 非営利目的もしくは宗教的、哲学的、政治的または労働運動的な団体もしくはその他の組織が行なう処理。但し、以下の要件を備えなければならない。そのデータは、第1項に列举されたもので、上記団体もしくは上記組織の目的に関連したもののみである。それは、当該団体もしくは当該組織の構成員か、場合により、それらとその活動の範囲内において継続的な契約関係に入る者のみに関するものである。また、その処理は、本人が明示的に同意を与えないかぎり、第三者に通知されないデータに係る。

④ 本人が公表にした個人データに関する処理。

⑤ 裁判における権利の確認 (constatation)、行使または防御のために必要な処理。

⑥ 予防医学 (médecine préventive)、医学的診断 (diagnostics médicaux)、診療もしくは

は治療 (administration de soins ou de traitements), または, 健康サービスの管理 (gestion de services de santé) のために必要であり, かつ, 健康に関する職業にたずさわる者, もしくは, その職務の遂行にあたり刑法第 226-13 条所定の職業上の秘守義務を課されている者すべてが行なっている処理。

⑦ 国立統計経済研究機関 (Institut national de la statistique et des études économiques) の行なう統計処理, もしくは, 統計の分野における義務, 調整および秘密に関する 1951 年 6 月 7 日の法律第 51-711 号にしたがい, 国立情報統計委員会 (Conseil national de l'information statistique) の答申を受けた後に, 当該法律第 25 条所定の要件のもとで, 各省の統計局の行なう統計の処理。

⑧ 第 9 章所定手続きにしたがい, 健康分野でなされる調査に必要な処理。

Ⅲ 第 1 項で定められた個人データが, 当該法律の規定にしたがい, 遅滞なく全国情報処理自由委員会により事前に認められる匿名化の方式 (procédé d'anonymisation) の対象となるとき, 当該委員会は, その目的を考慮して, 第 25 条所定の手続きにしたがい, 一定の処理のカテゴリーを許可することができる。第 9 章および第 10 章の規定は適用されない。

Ⅳ そのほか, 自動化されているかどうかにかかわらず, 公共の利益にかない, 第 25 条 1 項もしくは第 26 条 2 項所定の要件で許可された処理は, 第 1 条により禁止されない。」

## ② 憲法院判断

憲法院への付託者は, センセティブ情報に関する例外が旧法第 31 条の規定に比して広汎にすぎ, 保護水準の引き下げにつながるので私生活の尊重を侵害し, さらに例外の規定のしかたについても適切さに欠ける<sup>(18)</sup>, と批判した。

この批判理由に対し, 憲法院は旧法と新法との比較ではなく, 新法と EU 指令との比較をした。この点は, フランス国内法と EU 指令との関係を知る上で重要である。憲法院は, つぎのように定める憲法第 88-1 条を参照する。

「共和国は, 諸国により構成される EC および EU に, 加盟する。加盟国は, その設立条約にしたがった一定権限の共同行使を, 自由に, 選択している。」

憲法院は, EU 条項を参照することにより, 憲法上に明白に反対の規定 (disposition expresse contraire de la Constitution) がなければ, EU 指令の国内法化は憲法上の要請である, と宣言する。すなわち, EU データ保護指令の国内法化は憲法的要請であり, 明白かつ明文の憲法上の反対のある場合にしか, 拒否できない。そうした規定のないとき, 条約により定められた権限, および, EU 条約第 6 条で保障された基本的権利に関する尊重について, 場合によっては, 先行判決により審査する権限は, ヨーロッパ共同体裁判所に属する。付託された規定は, EU デー

タ指令第8条2項e号の規定から必要な帰結を引き出すにとどまり、憲法の明文による反対規定もないので、憲法院は合憲性審査を行なわない<sup>(19)</sup>。

これまでみてきたように、フランスの個人データ保護法第8条、とくに第2項5号の規定はEUデータ保護指令第8条、とくに第2項e号の規定と同様であり、旧法からの継続性よりEU指令との合一性が明らかである。ここにはフランスの個人データ保護法の改正にとりEUデータ保護指令の国内法化の要請が圧倒的な意味を持っていることが示されている。

### (3) 犯罪データファイルに関する考察

ここでは第8条論と同じく、旧法第30条と指令第8条との関係が問われるが、若干、それと異なる部分がある。内容的には、民間組織が犯罪に関するデータを処理することがプライバシーの侵害にあたるか、という問題である。

#### ① 新法第9条

本条は、犯罪データの処理の禁止を前提に、第1号ないし第4号で例外を設ける。

「犯罪 (infractions), 有罪判決 (condamnations) および保護処分 (mesures de sûreté) に関する個人データについては、以下の者のみが処理できる。

- ① 裁判所、公共機関、および、公共サービスをにない、法律上の権限内で活動する法人
- ② 裁判所付属職員 (auxiliaires de justice)。但し、当該法律により与えられた任務の遂行における厳密な必要性のある場合。
- ③ 犯罪の被害者である法人、もしくは、当該法律に定められた要件において、その予防 (prévention), 不正行為の摘発 (lutte contre la fraude) および被った損害の回復という厳格な目的で、上記被害者のために活動する法人〔削除〕
- ④ 知的財産法典 L 321-1 条および L 331-1 条所定の法人で、当該法人の管理する権利のため (agissant au titre des droits), もしくは、その権利の保護のため、同法典第1編、第2編および第3編所定の権利を侵害された被害者のために活動する法人」

#### ② 憲法院判断

憲法院への付託者は、犯罪に関する個人データを取り扱うことのできる者を限定する一方で、そこに一定の民間組織を列挙することは、プライバシーの低下をもたらす、と訴えた。付託者によれば、この従来と比べてまったく新しい (totalement nouvelle) 規定は、私的ブラックリストの作成につながり、プライバシー権をおおいに侵害する。しかもEUデータ保護指令は、それを要請しているわけではなく、むしろ公共機関の監督のもとに置くことを求めている<sup>(20)</sup>。



こうした批判に対し、憲法院は、第3号と第4号の場合を分けて検討する。

第一に、第3号は私法上の法人に犯罪などに関する個人データの多量収集を認める。この処理される個人データが広がってってしまう可能性、処理情報のセンセティブな性質を考慮すると、第3号は関係者の法的利益、および、公の自由の行使のために市民に与えられる基本的保障に結果として影響を及ぼす可能性がある。よって、第3項は適用形式を十分厳格に規定しなければならない。しかるに第3号は、とくに処理データの対象や民間組織へのデータ処理の委任要件に関し、憲法第34条の観点から必要な正確性に欠ける。しかも、この分野における法的性質のゆえに、第3号を全国情報処理自由委員会による許可のみで正当化することはできず、行政規則への委任で満足することもできない。憲法院はこのように指摘し、憲法に反すると判断した<sup>(21)</sup>。

第二に、憲法院は第4号について別様に考える。知的財産法典の著作権や隣接権を管理、運営する民間組織に、その犯罪、不正行為、安全措置に関する個人データ処理を認めることは、インターネット上で、はびこりだしている新しい犯罪に対処するために必要である。また、そうしたデータ処理は、郵便電子通信法典により、裁判手続きにおいてのみ、かつ、保存の期間は1年という限定つきで認められているにすぎず、しかも全国情報処理自由委員会の許可に服している。こうした諸点を確認した上で、第4号については、プライバシーの権利と他の権利自由との調整がうまく図られている、と合憲判断をした<sup>(22)</sup>。

上記2つの判断は、EUデータ保護指令の開いている選択肢を具体化した法律の規定について、憲法院が合憲性審査を行なっている点で注目できよう。とくに、本条第3号は、EUデータ保護指令第8条の規定を広げすぎ、かつ、その保障要件を満たしていない、と考察するのではなく、形式的に、憲法第34条の立法裁量にもとづき違憲である、と判示していることである。憲法院は、プライバシーの保護のみに注意を払うのではなく、さまざまな権利自由との調整に注意を向け、しかも、プライバシー侵害という実体的な理由ではなく、手続き的不備を理由に違憲判断を導いた。この論理に留意することが必要であろう。違憲とされた第9条3号は新しい個人データ保護法から削除されている。

#### (4) 職務上の秘守義務と全国情報処理自由委員会の調査権限に関する考察

内容的には、データ処理の監督を行なう全国情報処理自由委員会の調査権限はどこまで及ぶか、それと職務上の秘守義務との関係はどのようになっているか、ということである。憲法院は、ここで、とくに旧法第13条、第21条を摘示するが、より広く、委員会の権限を定める新法第11条およびEU指令第28条に関係することがらとみるべきであろう。新法第21条をあげておく。



### ① 新法第 21 条

本条によれば、個人データを取り扱う者は、委員会による調査を受けたとき、情報を提供する義務を果たさなければならないが、職務上の秘守義務を理由に、情報提出を拒むことができる。

「I 委員会の委員は、その権限の行使にあたり、いかなる機関の指示も受けない。

II 大臣、当局者、公共企業や民間企業の経営者、各種団体の責任者、および、より一般的に、個人データ処理もしくはファイルの保有者もしくは利用者は、委員会もしくは委員の活動を制止することができず、むしろその任務の遂行のために有益なあらゆる措置をとらなければならない。

III 職務上の秘密に服する場合を除き、第 11 条 2 号の適用により、委員会が確認をする際に質問を受けた者は、委員会がその任務の遂行のために請求した情報を提供しなければならない。」

### ② 憲法院判断

この全国情報処理自由委員会の要求する情報提供義務を一定の者に免除させる規定について、付託者は、旧法は委員会の調査を拒むような秘密の存在を認めなかった、と主張した<sup>(23)</sup>。

それに対し、政府はつぎのように説明を補足した<sup>(24)</sup>。旧法には第 13 条および第 21 条の規定があるのみで、刑法上の秘守義務から解放する旨の明文の規定はない。刑法は、明文の規定がないとき、職務秘密を委員会調査に対抗させる。刑法で秘密が保持されるので、新法により法的保障を剥奪するわけではない。

両者の主張をもとに、憲法院は、これまで個人データ保護法に、明文の規定が存在しなかったにすぎず、実務上の変更をもたらすわけではなく、しかも、不当に秘守義務を振りかざすことに対しては刑法上の罰則による担保がある、と判示した<sup>(25)</sup>。

憲法院の採用した立場、つまり、一般的な職務上の秘守義務に担保された実務のありかたへの承認は、従来の全国情報処理自由委員会による事前コントロールから事後コントロールへの移行と関連し、今後の委員会調査が実務を尊重するかたちになることを暗示していよう。

### (5) 個人データ保護担当者に関する考察

ここでは、個人データ保護の責任者が個人データ保護担当者を選任した場合、データ処理に関する届出を省略できる、ということについて検討される。EU データ保護指令第 18 条の提示する個人データ保護担当者に関しては旧法に相当する規定がない。新法第 22 条が新採用する仕組みである。

### ① 新法第 22 条

本条は、第 1 項で全国情報処理自由委員会への届出を求めるが、第 2 項でそれを免除する。

「I 第 25 条および第 27 条の規定に関連するか、もしくは、第 36 条 2 項で定められた場合を除き、個人データの自動処理は、全国情報処理自由委員会への届出の対象となる。

II しかしながら、以下の処理に関しては、本章に定めるいかなる事前手続きも要しない。

① 法律もしくは規則の規定にしたがい、もっぱら公衆への情報の提供にあてられるもので、かつ、公衆または正当な利益を証明する者すべての閲覧に供される登録簿 (registre) の保有のみを目的とする処理

### ② 第 8 条 2 項 3 号所定の処理

III 責任者 (responsable) が、当該法律の定める義務を、独立した方法で、履行する個人データ保護の担当者 (correspondant) を選任し、かつ、第 23 条および第 24 条所定の手続きにしたがった処理。但し、ヨーロッパ共同体非加盟国への個人データの移転がなされる時は除く。

2 担当者の選任は、全国情報処理自由委員会に通知される。それは、従業員を代表する機関に通知される。

3 担当者は、その任務を遂行するために必要な資格 (qualifications) を備える者である。担当者は、それを請求するすべての者がすぐアクセスできるようにした処理リストを保持し、その任務遂行に関し、雇用者の側からのいかなる処罰の対象となることもない。担当者は、全国情報処理自由委員会に、その任務遂行において直面した障害を付託することができる。

4 当該法律の規定が遵守されないとき、処理責任者は、全国情報処理自由委員会により、第 23 条および第 24 条所定の手続きを開始するよう命じられる。その責務に関する違反が確認されたとき、担当者は、全国情報処理自由委員会の請求にもとづき、もしくは、その諮問の後にその任務を免除される。

IV 本章の定めるいかなる手続きも行なわない個人データの処理責任者は、第 31 条 1 項 2 号ないし第 6 号に列举された処理に関する情報を、実際に請求する者すべてに、通知する。」

### ② 憲法院判断

付託者によれば、現実には、個人データ保護担当者は地位の独立性を保障されない。ゆえに、組織内に個人データ保護担当者を置くだけで委員会への届出を免除するのは、委員会のコントロール権の縮小化であり、プライバシー権の保障がなくなることを意味する<sup>(26)</sup>。

これに対し、政府は、これは EU データ保護指令第 18 条 2 項により提示された選択肢であり、全国情報処理自由委員会も大いに賛同していると説明する。それは教育効果があり、個人データ保護の文化の伝播も助けるほか、組織内の担当者がデータ処理責任者と委員会との仲介的な役割

を演じることになるかと絶賛する。他方で、担当者の保護体制 (régime protecteur) を設けることにより EU データ保護指令に則した保障を行なうので、それ以上の保障 (garanties supérieures) を与えるように立法者は拘束されているわけではない、と反論する<sup>(27)</sup>。

憲法院は、つぎの二点に言及した。第一に、個人データ保護担当者を選任することは、全国情報処理自由委員会への届出を免除されるにすぎず、他の責務には変化がない。第二に、担当者の資格、役割、独立性に注目できる。よって、憲法院は届出制の例外を設けることが憲法的保障を奪うことにはならない、と示した<sup>(28)</sup>。

この点は、従来のフランスにおける個人データ保護法制の修正として注目できよう。憲法院への付託書では、つぎのように主張された<sup>(29)</sup>。これまで主として2つの事前制度、すなわち、より厳格な公的ファイルに関する許可制と、より自由な私的ファイルに関する届出制があった。それが7つもの制度が林立する仕組みに変更される。しかも細かい数多くの例外がある。後述する最後の論点と関連し、個人データ処理の仕組みの煩雑化が指摘された。それに対し、政府は、従前から7つの事前コントロール制度が存在したことを認めた上で、改正法によりさらにその制度が増えるが、その象徴的な二本立て制度 (dualité de régimes) は維持される旨を宣言する<sup>(30)</sup>。この説明からすると、2004年の改正は、旧法からの伝統的なフランスのプライバシー保護システムの基軸を変更せず、しかも、プライバシー保護の高水準を全体として保つものであることになろう。

## (6) 安全治安データの処理に関する考察

ここでの論点は、警察の作成する安全や治安についてのデータファイルが個人の自由の低下をもたらすか、ということである。新法第26条が旧個人データ保護法第15条の許可方法を変更している点、および、新法第26条とEUデータ保護指令第13条との関係が取り上げられる。

### ① 新法第26条

本条は、公共安全にかかわることや、犯罪捜査、訴追、刑罰の執行といった目的で個人データを処理しようとする場合、全国情報処理自由委員会の意見のほかに関係省庁のアレテでもって許可されたとき、はじめて開始できるとする。

「I 国家的法益 (compte de l'Etat) のために実施し、かつ、以下のいずれかにかかわる個人データの処理は、全国情報処理自由委員会が理由を付して意見を公表した後に、1ないし複数の管轄大臣のアレテにより、許可される。

① 国家の安全 (sûreté de l'Etat)、国防、治安に関連するもの。

② 刑法違反の予防、捜査、取り調べもしくは訴追、または、刑罰もしくは保護処分の執行を

目的とするもの。

2 委員会の意見は、処理を許可するアレテとともに、公表される。

II この処理のうち、第8条1項所定のデータに関するものは、委員会の意見が理由を付して公表した後に、コンセイユ・デタのデクレによって、許可する。この意見は、処理を許可するデクレとともに、公表される。

III 第1項および第2項に定める一定の処理は、コンセイユ・デタのデクレにより、処理を許可する規則的処分 (acte réglementaire) の公表が免除される。その処理については、規則的処分の免除を許可するデクレとともに、委員会が出す意見の覚書 (sens) が公表される。

IV 本条の適用のため、同じの目的で、同一のデータ・カテゴリーに属し、かつ、同一の通知先または通知先のカテゴリーに関する処理は、単一の規則的処分により許可される。この場合において、各処理の責任者は、許可証 (autorisation) の記述にそれが適合している旨の確約書 (engagement) を委員会に提出する。」

## ② 憲法院判断

付託者によれば、従来、この処理には全国情報処理自由委員会の適合意見を必要としていた。それを変更することは憲法保障のレベルを著しく下げることになる<sup>(31)</sup>。

政府によれば、この規定は、委員会の適合意見を必要とした単一の許可制度から、委員会が直接に許可する制度、委員会の理由を付した意見が公表された後に出されるコンセイユ・デタのデクレで許可する制度、委員会の理由を付した意見が公表された後に出される省庁のアレテで許可する制度に、変更されたことに関係する。また、委員会の意見を公表することは手続きの透明性を高めることにつながる。よって、この変更のみでは保障のレベルを引き下げるとはいえない<sup>(32)</sup>。

憲法院によれば、同条1項は公の秩序に関する個人データのみの規定であり、そこにはセンセーティブ情報が含まれていない。また手続き的にも、委員会が不適合意見の場合にコンセイユ・デタの適合意見を必要とするというスタイルを、委員会の意見の後に省令を出すというスタイルに、変更するにすぎない。こうした変更はプライバシー権の侵害には当たらない<sup>(33)</sup>。

憲法院の前者の判断につき、その前提に、警察の取り扱う個人データにはセンセーティブ情報が含まれていないということがある。センセーティブ情報にかかわるかもしれない警察ファイルについて、憲法院は触れていない。後者の判断につき、憲法院は、許可の手続きに関心を向けているが、その変更のもたらす変化に言及していない。この手続きにつき、EU データ保護指令は特定の方法を要請していない。フランスが独自に採用する手続きであり、より注意を払う必要があろう。

## (7) 憲法的効力をもつ法律の理解可能性および接近可能性に関する考察

付託者は、新しい法律の全体が不透明 (opacité) であり、法律の理解可能性 (intelligibilité) や明白性 (clarté) に欠けている、と主張した<sup>(34)</sup>。

それに対して、憲法院はつぎのように示した。憲法第 34 条所定の権限を十分に行使するのは立法者であり、また、人権宣言第 4 条、5 条、6 条、16 条所定の法律の理解可能性および接近可能性 (accessibilité) という憲法的価値をもつ目的は立法者に十分に適切な規定かつ曖昧性のない表現を採用するよう要請する。付託法律はデータ保護法を改正するが、それは当該法律をデータ技術の進歩や実務にあわせるためであり、EU データ保護指令と調和させるためである。当該法律は、新しい明確に適用可能な手続法と実体法 (règles de procédure et de fond) を定める<sup>(35)</sup>。

本件において、付託法律は個人データ保護に関する法制度の複雑さ (complexité) を増加させるが、それは本法がデータ技術、職業実務、および個人の反応 (comportements) の変化に適合するためである。また本法は、その成果を共同体法に負っている。よって、この 2 つの必要性により増大した複雑さは、まったく根拠のないものではない<sup>(36)</sup>。

このような説明は、先に触れたような憲法院の EU 条項への言及とあいまって、憲法院がデータ処理に関する現実や EU データ保護指令の動きをとめないという現実の要請を強く意識していることを表わしている<sup>(37)</sup>。この意識に注目すれば、フランスでは個人データは一応、憲法的に保護されてはいるが、その保護は現実を拘束するというよりも、移り変わる現実に合わせて保護される、ということが読み取れよう。

## 6. おわりに

1995 年採択の EU データ保護指令は、1998 年秋が国内法の改正期限であると明示していた。しかし、フランスで議論が収束し、法改正にこぎつけるまでに 10 年近くの歳月が流れた。本稿では、やっと制定された法律の規定をめぐる浮上した法的論点について、とくにその憲法院判決を中心に取り上げた。

憲法院は、プライバシー保護を絶対的な憲法上の要請として捉えるのではなく、人権宣言上の自由として、公の秩序などとの比較を可能と考えた。その上で憲法院は、一方で、憲法第 88-1 条を参照することにより、憲法上に明白に反対の規定がなければ、EU 指令の国内法化は憲法上の要請であるとする。憲法院は、他方で、達成すべき結果については加盟国を拘束するが、そこにいたる方式については加盟国の判断にまかせる EU 指令の法的性質と、伝統的な主権論を前提

に、方式の選択に関し、議会の裁量を広汎に認めることを確認する。

また、憲法院は、従前からの許可と届出という二頭立てのプライバシー保護システムを一応、維持しつつも、事後審査の導入に対応した手続き的保障を重視する。この点は近年における個人データの処理の広がりを考慮すれば、きわめて当然のことであろう。もっとも、その実証的な裏づけにまで言及していないので、今後の法律の機能のしかたは別に検証する必要がある<sup>(38)</sup>。

そのほか、EU 指令の規定に沿った法律の規定に関し、憲法院が判断を示さなかったということにも注意を払う必要があるだろう。この意味するところは、個人データに関する今後の EU 関連の動向を読むとするとときには、憲法院判断より以前の段階に登場する全国情報処理自由委員会などの動きに注目する必要があるということであろう。2002 年、消費者信用についての加盟国の法律、規則、行政命令の統一化に関するヨーロッパ指令案 (Proposition de directive du Parlement européen et du Conseil relative à l'harmonisation des dispositions législatives, réglementaires et administratives des Etats membres en matière de crédit aux consommateurs), いわゆる EU 消費者信用指令が出た。EU 消費者信用指令をめぐるフランスの個人データ保護法の状況を検討するときに、本稿の議論が参考になろう。

#### 《注》

- (1) 総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修『世界の個人情報保護法』ぎょうせい (1989 年) 333 頁以下参照。
- (2) ヨーロッパ協議会の個人データ保護条約, EU データ保護指令, フランスの旧個人データ保護法との関係については、以下のものがある。Marie-Claire Ponthoreau, La directive 95/46 CE du 24 octobre 1995 relative à la protection des personnes physiques à l'égard du traitement des données à caractère personnel et à la libre circulation de ces données, RFDA, 1997, pp. 125.
- (3) 2004 年改正直前の規定ならびに 2001 年 7 月 18 日の改正法案の一部および 2003 年 4 月 2 日下院上程法案の一部の翻訳については、柴崎暁「フランス共和国 情報処理技術, 情報ファイルおよび諸自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律 78-17 号」クレジット研究 27・29 号 (2003 年) 32 号 (2004 年) 参照。
- (4) OECD 原則と EU 指令に目的と内容の連続性のあることが一覧表にまとめられている。江夏健一監修・小林麻理編著『IT の進展と個人情報保護』敬文堂 (2003 年) 9 頁以下。
- (5) 堀部政男「情報化とプライバシー」ジュリスト 1000 号 (1992 年) 25 頁, 堀部政男「EU 個人保護指令と日本」ジュリスト増刊『変革期のメディア』(1997 年) 358 頁, 堀部政男「個人情報保護論の現在と将来」ジュリスト 1144 号 (1998) 28 頁, 樋口範雄「個人情報に関する法的課題 (上下) — EU 指令と通産省ガイドラインとの比較の試み」ジュリスト 1145 号 52 頁, 1146 号 108 頁 (1998 年) など。
- (6) EU データ保護指令の翻訳として、郵政省電気通信局監修『高度情報通信社会』第一法規 (1996 年), 庄司克宏「EU における『個人データ保護指令』—個人データ保護と域外移転規制—」横浜国際経済法学 7 卷 2 号 (1999 年) 145 頁以下など。
- (7) 江夏健一監修・小林麻理編著『グローバル化とデータ保護—EU データ保護指令を中心として—』敬文堂 (1999 年) 59 頁以下。



- (8) 1978年法を改正する法律は全17条から構成されているが、混乱を避けるため、本稿ではその法律により改正された個人データ保護法の条項に注目することにする。
- (9) I/B, Observations du Gouvernement sur les recours dérogés contre la loi relative à la protection des personnes physiques à l'égard des traitements de données à caractère personnel et modifiant la loi no 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.
- (10) *ibid.*
- (11) II, Saisine du Conseil constitutionnel par plus de soixante députés; II, Saisine du Conseil constitutionnel par plus de soixante sénateurs.
- (12) Réplique aux observations du Gouvernement par plus de soixant députés; Réplique aux observations du Gouvernement par plus de soixant sénateurs.
- (13) Décision no 2004-499 DC du 29 juillet 2004.
- (14) Jean-Éric Schoettl, La refonte de la loi sur l'informatique, les fichiers et les libertés devant le Conseil Constitutionnel. PA, 2004, No. 160, pp. 8.
- (15) I, *op. cit.* (11).
- (16) II, Décision no 2004-499 DC du 29 juillet 2004, Decisions et documents du Conseil Constitutionnel, Jurisprudence, Cahiers, du Conseil constitutionnel, No. 17.
- (17) *ibid.*
- (18) IV. *op. cit.* (11).
- (19) *op. cit.* (13).
- (20) IV. 2, *op. cit.* (11).
- (21) *op. cit.* (13).
- (22) *ibid.*
- (23) V, *op. cit.* (13).
- (24) III, *op. cit.* (9).
- (25) *op. cit.* (13).
- (26) VI.1, *op. cit.* (11).
- (27) IV, *op. cit.* (9).
- (28) *op. cit.* (13).
- (29) III, *op. cit.* (11).
- (30) I, *op. cit.* (9).
- (31) VI.2, *op. cit.* (11).
- (32) IV, *op. cit.* (9).
- (33) *op. cit.* (13).
- (34) III, *op. cit.* (11).
- (35) *op. cit.* (13).
- (36) I, *op. cit.* (16).
- (37) 近年、憲法院はEU指令を国内法化する法律の合憲性審査を拒否する判例を確立しつつある。Décision no 2004-496 DC du 10 juin 2004.
- (38) Alexandre Maitrot de la Motte, La réforme de la loi informatique et libertés et le droit au respect de la vie privée, AJDA, 2004, pp. 2269.



## 《Summary》

## The French Legal Systems of Personal Data Privacy

*By* Naoko ICHIKAWA

This paper arranges the directive 95/46/EC on the protection of personal data and the French law of the information systems and liberties. To Examine the French Constitutional Council's decision find out the adequate balance between the free movement of such data and the sufficient protection for the privacy of individuals.